

【 9 . メディアにおける男女共同参画の推進】

1 . 現行計画の達成状況・評価

<目標>

- メディアにおける女性の人権の尊重を確保する。

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

【計画期間中に実施した主な施策】

- 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）において、日本ケーブルテレビ連盟、日本広告業協会、日本雑誌協会、日本書籍出版協会、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟と情報・意見交換等の連携（内閣府）
- （社）日本PTA全国協議会が実施しているテレビ番組のモニタリング調査を支援（文部科学省）
- 青少年を取り巻く有害環境対策に資するため、海外の先進的な取組についての実地調査を実施（文部科学省）
- 青少年を取り巻く有害環境対策を推進する観点から、地域における推進体制を整備し、情報活用能力等の育成及び啓発活動の推進を図るモデル事業を実施（文部科学省）
- 青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界の自主的措置を図るとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りを強化（警察庁）
- 利用者がインターネットのサイトの安全性を容易に判断できる環境を創出するコンテンツ安心マーク（仮称）制度の創設に向けた調査研究を実施（総務省）
- 携帯電話等を通じる有害コンテンツから児童を保護するための選択的遮断機能に関する技術（モバイルフィルタリング技術）の開発・実現に向けての検討（総務省）
- 初等中等教育分野における情報教育の推進のため、小・中・高等学校の各学校段階を通じてコンピュータやインターネットを積極的に活用（文部科学省）
- 社会教育分野における情報教育の推進のため、「地域NPOとの連携による地域学習活動活性化事業」等を実施（文部科学省）

【主な政策効果】

- 新聞社における女性の割合 (%)

	12年	13年	14年	15年	16年
全従業員に占める女性の割合	9.9	10.0	10.4	10.8	11.0
記者総数に占める女性の割合	10.2	10.6	11.4	11.5	11.7

資料出所：(社)日本新聞協会資料より内閣府作成

● 民間放送における女性の割合 (%)

	12年	13年	14年	15年	16年
全従業員に占める女性の割合	20.7	20.9	20.8	20.5	20.7
全役付従業員に占める女性の割合	6.8	7.7	7.9	7.9	8.5

資料出所：(社)日本民間放送連盟資料より内閣府作成

● 日本放送協会 (N H K) における女性の割合 (%)

	12年	13年	14年	15年	16年
大卒採用総数に占める女性の割合	20.3	19.9	27.0	26.0	27.2
全従業員に占める女性の割合	9.1	9.5	10.0	10.5	10.7
全管理職・専門職に占める女性の割合	2.4	2.6	2.7	2.9	2.9

資料出所：日本放送協会資料より内閣府作成

(2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

【計画期間中に実施した主な施策】

- 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を策定し、中央省庁、地方公共団体、立法機関、司法機関、民間団体等に配布 (内閣府)

【主な政策効果】

- 都道府県・政令指定都市においても、平成 15 年 3 月現在 24 団体がガイドラインを策定しており、固定的な性別役割分担など性別に基づく固定観念にとられない表現の促進について浸透・周知が図られている。

< 評価と問題点 >

- メディアの方針決定の場への女性の登用が進んでいない。
- メディアにおける人権尊重についての自主的取組は進んでいるものの、十分とはいえない。女性の人権を尊重した表現を行うよう一層の取組を支援する必要がある。
- メディア・リテラシー (*) の向上により、情報の受け手が積極的に意見を述べる必要がある。

(*) メディア・リテラシー：施策の基本的方向 (1) 参照

- 携帯電話、インターネット等の情報通信技術の高度化に対応し、有害情報に関

する対策の強化が必要である。

- 公的広報に関する手引やガイドラインが策定されているが、十分に周知されていない。

2. 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

< 目標 >

9. メディアにおける男女共同参画の推進

高度情報通信化が進展する中で、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は、更に拡大するものと予想される。

情報通信技術の革新は、女性が情報発信を行うことを容易にし、新たなネットワークの拡大に資するとともに、メディアを通じて我が国の男女共同参画の現状と問題点及び対応策が広く伝達されることにより、男女共同参画の意識が広く国民に浸透することにつながると期待される。

一方、一部のメディアにおいて、固定的な性別役割分担など性別に基づく固定観念にとらわれた表現などに加え、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられる。

表現の自由は尊重されるべきであるが、その一方で、表現の自由を享受する者は、表現される側の人権や、性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払うべき責任を有していると考えられる。このため、女性の人権に対する配慮を欠いた取扱いがなされるのを防ぐことが必要である。

今後、メディアにおける人権の尊重を確保するため、メディア界における男女共同参画の推進を求め、人権に配慮した表現についてのメディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

【施策の基本的方向】

メディアの男女共同参画社会の形成における重要な役割にかんがみ、メディアにおける方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、メディアの自主的取組を促す。

性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、メディアが自主的に人権を尊重した表現や固定的な性別役割分担にとらわれることのない表現を行うよう促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアから青少年やそれに接することを望まない者を守ることを含め、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。その際、インターネットやゲームソフト、広告等を始めとした各種のメディアの特性に応じた方策がとられるよう、また、特に児童の権利の保護、青少年の健全育成の観点が重視されるよう配慮する。

さらに、高度情報通信化が進展する中では、メディアと個人、個人と個人の間でやり取りされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力が不可欠であることから、情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を積極的に行う。また、職場における男女の情報格差が年齢が高くなるほど顕著であることも踏まえ、女性が情報通信技術を十分活用できるよう支援を行う。

【具体的な取組】

- メディアにおける方針決定過程への女性の参画の拡大について、各メディアの自主的取組を促す。
- 女性の人権侵害につながるメディア表現等について苦情を処理し改善を促す機能を有するメディア全般についての第三者機関の在り方に関し、諸外国の例について研究する。
- 女性の人権侵害につながる表現が青少年の男女共同参画についての認識を阻害しないよう、有害情報を含むネット上のコンテンツ、出版物、ゲームソフト等の自主規制を促す。
- 情報通信機器の高度化に対応し、女性の人権侵害につながる情報を望まない者がより適切な情報を選択できるよう、技術面からの検討を進める。
- 学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。
- 長期間職場を離れた女性に対し、情報通信技術の習得の機会を広げる。
- 情報提供等のワンストップ・サービス化及び情報ネットワークの使いやすさの向上を図る。
- メディアにおける討論や情報発信の機会に女性が積極的に参加し、重要な役割を果たすことができるよう促す。

(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

【施策の基本的方向】

国の行政機関自らが行う公的広報等における表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう配慮する。また、この点に関する地方公共団体や民間のメディアにおける自主的取組を奨励する。

【具体的な取組】

- 引き続き「公的広報の手引」の国の行政機関、地方公共団体、民間のメディア等に対する周知と普及を図るとともに、必要に応じて「公的広報の手引」の改定について検討を行う。
- 政府広報や各府省の広報において積極的に男女共同参画に関するテーマを取り上げるよう、要請を行う。